詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示
【電子入札対象案件】

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

１　掲　示　日　平成28年８月17日（水）
２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
　　本部長　岡　雄一
３　担当支社
(1)　申請書及び資料について
　〒163-1382
　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー17階
　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　技術監理部工務グループ（土木管理チーム）　電話03-5323-2957
(2)　平成27・28年度一般競争参加資格について
　〒163-1382
　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー19階
　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　総務部首都圏入札チーム　電話03-5323-2572
(3)　電子入札システムその他の入札手続きについて
　〒163-1382
　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー19階
　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　総務部首都圏入札チーム　電話03-5323-2572

４　工事概要
(1)　工 事 名　**東久留米上の原地区道路整備ほかその１工事他１件**
(2)　工事場所　東京都東久留米市上の原２丁目他
(3)　工事内容
　①当初工事
　　（工 事 名）東久留米上の原地区道路整備ほかその１工事
　　（工事内容）1.建物等除却工事　　中層(4階)4棟
　　2.敷地整地工事　　約0.3ha
　　（ 工　期 ）契約締結の翌日から平成29年３月31日まで（予定）
　②契約予定工事１
　　（工 事 名）東久留米上の原地区道路整備ほかその２工事
　　（工事内容）1.移管道路工事　　W＝8.5～14m　約2,000m
　　2.移管下水工事　　雨水管φ250～400　約1,300m
　　汚水管φ200　　約700m

3.移管公園工事　　2箇所　約0.3ha

（ 工　期 ）契約締結の翌日から平成30年３月９日まで（予定）

一次指定工期は、平成30年１月10日まで（予定）

(4)　工事の実施形態

①　本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

②　本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）の工事である。

③　本工事は一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

④　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑤　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑥　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の試行工事である（詳細は入札説明書による。）。

なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

(5)　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、東日本賃貸住宅本部本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出までに上記３(3)の首都圏入札チームへ「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。）

５　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における平成27・28年度の競争参加資格について、土木工事Ａ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく再審査により土木工事Ａ等級の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成18年度以降に、７(2)の提出期限までに元請として完成した以下に示す工事の施工実績がある者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

・既成の市街地（DID地区）における次の要件を満たす工事

①道路工事（道路幅員６ｍ以上）と下水道工事（Φ200 以上）の複合工事

②建物（ＲＣ造もしくはＳＲＣ造４階以上）除却工事

※①②は別工事でも可とする。

※道路工事とは、路盤・基層・表層等の舗装及び街渠等を一体的に施工している道路工事。

※既成の市街地とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/ｋ㎡以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。）

(5)　本工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に配置することができる者であること。ただし、建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。そして、次に掲げる基準を満たす者であること。なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、３名を限度とする。

①　１級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成 18 年度から本工事技術資料提出日の前日までに完成した工事で、担当技術者（１級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として、上記（4）の①に掲げる同種工事の元請としての経験を有する者であること。（道路工事、下水道工事は別工事でも可）

③　参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6)　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(7)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

(8)　上記４に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　当本部業務エリア内における機構発注の工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

(10)　平成25年４月１日以降に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）

において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者又は調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(11) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。

(12) 低入札価格調査対象となった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは、①監督員による検査行為頻度の割り増し　②中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来高確認）の実施　③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認（その遅れによる工期延伸等は認めない）等を言う。

(13) 総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性の観点から適切であり、不備なく記載されていること。

(14) 暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに順ずる者でないこと。

（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(15)　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

(16) 土木工事及び造園工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

6　総合評価に関する事項

(1)　本工事の総合評価においては、以下の条件を満たすこと。

①　上記５(4)及び(5)における要件を満たすこと。

②　施工計画及び、品質管理の内容が当機構の基準を満たしていること。

(2)　入札参加者は「価格」、「施工実績」、「施工計画」及び「施工体制」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限

の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(3)　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を加算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点は、40点とする。施工体制評価点の最高点数は30点とする。

評価値　　＝　価格評価点　＋　技術評価点　＋　施工体制評価点

価格評価点　＝　100　×　（１－入札価格／予定価格）

(4)　加算点の対象となる評価項目は、以下の３項目及び(5)の２項目により行うものとし、それぞれについて評価を行い、技術評価点の対象となる以下の３項目については各評価項目の配点の合計で採点結果の集計を除した比率で、最大加算点を割り戻して、加算点とする。

①　企業の施工実績

②　配置予定技術者の施工実績

③　施工計画

(5)　施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

(6)　(4)①②③及び(5)①②の評価項目の詳細は、入札説明書による。

(7)　入札価格が調査基準価格未満の場合は、品質確保の確実性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で資料提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点等を決定する。

(8)　失格要件

「施工計画」が未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(9)　評価内容の担保

①　落札者の提示した施工計画及び施工体制は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、機構の工事監督部署及び発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。なお、詳細は入札説明書による。

②　施工計画及び施工体制の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の施工計画及び施工体制の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

7　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

①　　入札参加者は、４（３）に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見

積もった金額の合計をもって入札するものとする。

② 落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

③ 個別工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

④ ４(３)に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

８ 入札手続き等

(1) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（末尾に添付）を以下の期間に送信し申し込むこと。

※設計図面等の交付方法を、下記の①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

① 設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

② 設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

（ただし、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。）

総務部首都圏入札チームにてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部内コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図面等販売契約が成立したものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌日扱い。）３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図面等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても設計図面等が到着しない場合は、総務部首都圏入札チームに電話にて確認をすること。

なお、設計図面等の交付に当たっては、実費及び送料を徴収することとし、代金については、設計図面等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間、申込先、送信先、問合せ先】

受付期間：平成28年８月17日（水）から平成28年10月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

申込先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託者
株式会社ブルーホップ

送信先：ＦＡＸ03-5323-4785
（注 この番号は、首都圏入札チームのＦＡＸ番号）

問合せ先：総務部首都圏入札チーム 電話03-5323-2572

(2) 申請書、資料及び見積書の提出方法、期間及び場所

① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札とする場合は、３(3)に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：平成28年８月18日（木）から平成28年10月21日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

② 資料及び見積書の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料及び見積書は、予め提出日時を提出日の３日前までに電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）。また、配置予定技術者に対するヒアリングは実施日時を調整のうえ、別途行う。

提出期間：平成28年８月18日（木）から平成28年10月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

提出場所：〒163-1382
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部工務グループ（土木管理チーム） 電話03-5323-2957

③ ヒアリングの日時、場所

ヒアリング開催日時については申請書、資料及び見積書提出時に日程調整を行ったうえで、平成28年11月１日(火)又は平成28年11月２日（水）に東日本賃貸住宅本部にて行う。

なお、ヒアリングにあたっては、見積書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札日時及び入札書の提出方法

日　　時：平成28年11月24日（木）午前10時から正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、本部長の承諾を得た場合は、首都圏入札チームに持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日　　時：平成28年11月25日（金）午前11時（予定）

場　　所：東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部入札室

9 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除

② 契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金の額の10分の３以上とする。

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに特段の理由もなく見積書の提出がなされないままなされた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(3) 落札者の決定方法

① 落札者の決定方法は、６(2)による。

② ６（2）ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添様式）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(4) 低入札価格調査となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入予定業者の見積書又は取引実績等）の提出を求めることがあるので、それに応じること。

(5) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる当機構の競争参加資格の認定を受けていない者も上記７(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

提出期間：平成28年８月18日（木）から平成28年10月７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く）まで

問い合わせ先：３（2）に同じ

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況で、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(9) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

① 申請書及び資料について
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務グループ（土木管理チーム）
電話　03-5323-2957

② 平成27・28年度の競争参加資格について
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム
電話　03-5323-2572

③ 電子入札システムその他入札手続きについて
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム
電話　03-5323-2572

以　上

（別添）

FAX 申込書

独立行政法人都市再生機構　　東日本賃貸住宅本部
設　計　図　面　等　交　付　申　込　書

申込日：平成　　年　　月　　日

工　事　件　名		東久留米上の原地区道路整備他その１工事他１件
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図面を紙による有償交付、現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送　付　先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	電話番号　　－　　－
その他		

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者
株式会社ブルーホップ
【送信先】ＦＡＸ：03-5323-4785
（注：この番号は、首都圏入札チームのＦＡＸ番号）
【問合せ先】独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札チーム
電話　03-5323-2572
図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。